

入札公告

条件付一般競争入札を行なうので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和3年（2021年）6月4日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 件名

下関市赤間町駐車場監視カメラシステム機器賃貸借業務

2. 業務場所

下関市赤間町7番35号 下関市赤間町駐車場

下関市細江町二丁目8番25号 下関市細江町駐車場

3. 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

4. 契約期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

① 撤去及び設置工事期間

契約締結日から令和3年9月21日まで

② 完成検査および納期

令和3年9月30日まで

③ 貸借期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日（60ヶ月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

5. 入札参加条件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止

等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 公告日時点において下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「賃貸借（リース）」のうち、小分類「コンピューター及び周辺機器」、「その他OA機器」及び「その他」のいずれにも登録があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（民事再生法に基づく更正手続開始の決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
- (7) この賃貸借に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、各年度におけるこれらの経費の歳出予算の範囲内においてその給付を受ける契約であることを前提として、契約を行なうことができること。

6. 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙10）を提出すること。郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期限内に必着のこと。

7. 入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年6月16日（水）午後5時（必着）

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。

(2) 提出先

〒750-8521

下関市南部町1番1号 本庁舎東棟3階

下関市都市整備部交通対策課

8. 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、別途「入札参加資格確認通知書」（別紙11）で令和3年6月18日（金）までに通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9. 入札に関わる質問

- (1) 本入札に関する質問は、ファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は、令和3年6月10日（木）午後5時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市都市整備部交通対策課 担当：平山、野坂
電話：083-231-1909
FAX：083-231-1439

10. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和3年6月28日（月）午前10時00分
- (2) 入札場所 下関市役所本庁舎東棟3階 311会議室（下関市南部町1番1号）

11. 入札の方法

- (1) 入札において使用する入札書は、「入札書」（別紙12）を使用すること。
- (2) 入札書に記載する額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない総額（5年分）を記載すること。
- (3) 入札書を前項の入札場所に持参すること。
- (4) 郵便による入札は認めない。
- (5) 代理人に入札させるときは、「委任状」（別紙13）を提出すること。
- (6) 入札会場への入場は、1人までとする。

12. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

13. 落札者の決定

最も低い金額を入札した者を落札者とする。

14. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 備付場所 下関市都市整備部交通対策課及び下関市ホームページ上
- (2) 備付期間 令和3年6月4日（金）から令和3年6月16日（水）午後5時まで

15. その他

- (1) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに関係法令等に定める条件に違反した入札

- イ 入札書が明瞭でないもの又は入札価格が判読できないもの
- ウ 入札者の記名押印がないもの又は所在地若しくは住所の記載のないもの
- エ 金額を訂正した入札書によるもの
- オ 委任状を持参しない代理人のしたもの
- カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理入札をしたもの
- キ 入札保証金の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は不足するもの

- (2) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (5) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を行わないものとする。
- (6) この入札において得た入札参加資格は、この公告に定められた入札期日をもってその効力を失う。